

	土地の形質の変更	種類	法第16条第1項第3号・政令第4条第1号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
			高さ及び長さ	高さ	m
	屋外における物件の堆積 <small>たい</small>	種類			
		規模	高さ	m	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は施工方法					
	景観育成のために特に配慮した事項				

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。

3 次の書面を添付してください。

ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面

イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

様式第1号の次に次の様式を加える。

(様式第2号)(第9条関係)

(建築物又は工作物に係る行為の場合)

← 50センチメートル以上 →

長野県景観条例第13条の規定による景観育成特定地区内における行為の標識

行為を実施する区域	市 町 郡 村 番地			
行為の種類	工作物	種類・用途		
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
行為の規模	築造面積		m ²	
	高さ		m	
	長さ		m	
	特定外観意匠面積		m ²	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
届出(通知)	年月日	年 月 日		

↑ 40センチメートル以上 ↓

(土地の形質の変更の場合)

← 50センチメートル以上 →

長野県景観条例第13条の規定による景観育成特定地区内における行為の標識

行為を実施する区域	市 町 郡 村 番地			
行為の種類	土地の形質の変更(目的:)			
行為の規模	面積		m ²	
	法面又は擁壁の	高さ	m	
	高さ及び長さ	長さ	m	
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
届出(通知)	年月日	年 月 日		

↑ 40センチメートル以上 ↓

(屋外における物件の^{たい}堆積の場合)

← 50センチメートル以上 →		↑ 40センチメートル以上 ↓
長野県景観条例第13条の規定による景観育成特定地区内における行為の標識		
行為を実施する区域	市 町 番地 郡 村	
行為の種類	屋外における物件の ^{たい} 堆積 (種類:)	
行為の規模	面 積 m²	
	高 さ m	
行為の期間	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日	
届出(通知)	年月日 年 月 日	

(様式第3号) (第11条関係)

第 号
所 属 職 氏 名 景観法第17条第8項の規定による身分証明書
年 月 日交付
長野県知事 印

(様式第4号) (第13条関係)

長野県景観重要建造物第 号 名称 指定年月日 指定の理由 指定に係る区域
--

(様式第5号) (第15条関係)

長野県景観重要樹木第 号 名称 指定年月日 指定の理由
--

(様式第6号) (第21条関係)

景観資産影響行為の届出書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所

電話番号

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

長野県景観条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定番号		指定年月日	年 月 日		
行為の目的					
行為の 種類	景観資産に対する行為	建造物	区分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
			規模	建築面積	m ²
				延べ床面積	m ²
				高さ	m
				外観変更面積	m ²
				特定外観意匠面積	m ²
	樹木	目的			
		種類	植栽・伐採		
		規模	面積	m ²	
	樹種及び本数		m		
	景観資産に指定されている土地の	建築物等の新築等	種類・用途		
			区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
規模			建築面積	m ²	
	延べ床面積	m ²			

区域内 における行為	高さ	高	m	
		外観変更面積	m ²	
		特定外観意匠面積	m ²	
	土地の形質の変更	種類		
		規模	面積	m ²
			高さ のり 法面又は擁壁の高さ及び長さ	高さ
	木竹の植栽又は伐採	種類	植栽・伐採	
		規模	面積	m ²
			樹種及び本数	m
	物件の ^{ない} 堆積	種類		
		規模	面積	m ²
			高さ	m
	水面の埋立て又は干拓	種類		
		規模	面積	m ²
	照明	規模	W × 基	
自動販売機の設置	規模	基		
広告物の表示又は掲出	目的			
	枚数	枚(基)		
	表示面積	m ² (m × m × 面)		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計又は施工方法				
	景観育成のために特に配慮した事項			

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第2条 屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 屋外広告物の制限(第2条-第11条)

第3章 屋外広告業の登録等(第12条-第13条の8)

第4章 講習会(第14条-第16条)

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 屋外広告物の制限

第11条の次に次の章名を付する。

第3章 屋外広告業の登録等

第12条及び第13条を次のように改める。

(登録の更新の申請期限)

第12条 条例第19条第3項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録の申請)

第13条 条例第20条第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第20条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(次号及び第3号において「申請者」という。)が法人である場合においては、登記事項証明書

(2) 申請者(法人である場合においてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面

(3) 申請者が選任した業務主任者が条例第21条第1項に規定する要件を備えた者であることを証する書面

第13条の次に次の7条及び章名を加える。

(登録簿の閲覧)

第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、長野県住宅部建築管理課土地・景観室とする。

2 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。

3 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える屋外広告業者登録簿閲覧簿に所定の事項を記載し、職員に申し出なければならない。

5 登録簿を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2) 登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

(変更の届出)

第13条の3 条例第20条の4第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届(様式第2号)により行わなければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第20条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(登記簿に記載されている事項に限る。) 登記事項証明書

(2) 条例第20条第1項第4号に掲げる事項 法定代理人の略歴を記載した書面

(3) 条例第20条第1項第5号に掲げる事項 第13条第3号に規定する書面

(廃業等の届出)

第13条の4 条例第20条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(様式第3号)により行わなければならない。

(業務主任者の資格の認定)

第13条の5 条例第21条第1項第4号に規定する認定は、次の各号に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

(1) 広告物等の表示又は設置の責任者として5年以上の実務経験を有すること。

(2) 次項の規定による申請の日前5年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる要件を満たすことを証する雇用者の証明書を添えて申請しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、認定書を交付するものとする。

(帳簿の記載事項等)

第13条の6 条例第21条の3の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の種類及び数量
- (3) 広告物等を表示し、又は設置した場所
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 契約金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次項において「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第21条の3に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 前項の帳簿(同項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示又は設置に係る契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第13条の7 第13条の2の規定は、条例第22条の3第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。この場合において、第13条の2第1項中「条例第20条の2第3項」とあるのは「条例第22条の3第1項」と、同条第4項中「屋外広告業者登録簿閲覧簿」とあるのは「屋外広告業者監督処分簿閲覧簿」と、同条第6項中「前項」とあるのは「第13条の7において準用する前項」と読み替えるものとする。

(身分証明書)

第13条の8 条例第22条の4第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

第4章 講習会

第14条の見出しを「(講習会)」に改め、同条第1項中「第20条」を「第23条」に改める。

第17条を削る。

別表の次に次の様式を加える。

(様式第1号) (第13条関係)

(表面)

長野県収入証紙欄

屋外広告業登録申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

申請者

氏名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話

()

番

屋外広告物条例第19条第1項(第3項)の規定により、次のとおり屋外広告業の登録を申請します。

登録の種類	(該当するものを○で囲むこと。) 新規・更新	
現に受けている登録の登録年月日及び登録番号	年 月 日	
	第 号	
法人である場合においては、役員の氏名及び役名	氏 名	役 名
未成年者である場合においては、法定代理人の氏名及び住所	住所	
	氏名	